

すみだ SDGs アワード 2026 実施要領

1 目的

墨田区 SDGs 宣言を行った事業者・団体等の優れた取組を表彰し、特に大きな効果が見込まれる取組を“モデルケース”と位置付ける。そして、その取組の促進に資する支援を行うことで、事業者・団体等における SDGs の目標達成につながる行動を促進・普及させるとともに、地域における SDGs 推進を深化・波及させることを目的とする。

2 対象

(1) 墨田区 SDGs 宣言を行った墨田区内の事業者・団体等であって、次の①から⑤までのいずれにも該当しないものとする。

宣言を行ったとは、墨田区のウェブサイトにおける「墨田区 SDGs 宣言」事業者・団体等一覧に掲載されていること、又は未掲載ではあるが LoGo フォームによって宣言内容を送信したことを指す。

- ① 関係法令等に違反する重大な事実があるもの
- ② 公序良俗に反するもの
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の構成員と密接な関係を有するもの及び同条第 6 号に規定する暴力団員であるもの
- ④ 過去にすみだ SDGs アワード又は準アワードを受賞した者
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、宣言事業の趣旨に基づき、区長が適当でないとするもの

(2) 対象は（1）に規定する者の宣言を行った取組とする。ただし、宣言後の進捗の変化等に応じた改変は可とする。

(3) 取組内容（事業者・団体等名を含む。）の公表・掲載が可能であること。

(4) 1 事業者・団体等につき 1 件とする。

3 公募

(1) 募集期間

令和 8 年 9 月 1 5 日（火）～ 1 0 月 3 0 日（金）

(2) 応募方法

① 提出書類

- ・ すみだ SDGs アワード 2026 応募用紙
- ・ 取組紹介の補足資料（任意）

※補足資料は A4 サイズで 2 枚まで添付可（PDF 形式）

② 提出方法

- ・ 電子メールによる提出書類の送付

③ 提出先

- ・ すみだ SDGs アワード事務局：sumidasgds@knott-office.com

④ 注意事項

- ・ 提出書類は返却しない。
- ・ 応募内容（文章・写真・図表等）は、他人の著作権・肖像権・プライバシーなどの権利を侵害しないものにする。他人の氏名や写真など、個人の特定につながる情報を掲載する場合は、必ず事前に本人からの同意を得ること。

4 審査基準

(1) SDGs への貢献度

SDGs17 の目標達成に寄与するものであるか。

(2) 効果

設定した課題解決につながるものであるか。

(3) 発展性

地域社会的、経済的な発展を期待できる取組であるか。

(4) 主体性

主体的かつ組織的に取り組んでいるか。

(5) 透明性

取組を積極的に評価・公表しているか。

5 審査方法

(1) 一次審査

事務局による書類審査

(2) 二次審査

有識者等で構成する審査会における審査

6 受賞者の決定

令和9年1月上旬までに決定予定

7 結果の通知

受賞者を区ウェブサイトに掲載することをもって、全応募者への結果通知とし、受賞者のみに別途連絡を行う。なお、審査経過に係る問合せ、審査結果等に対する異議申立ては受け付けない。

8 賞の種類

(1) すみだ SDGs アワード

墨田区における SDGs 推進のモデルとなり得る優れた取組

(2) すみだ SDGs 準アワード

すみだ SDGs アワードに準ずる取組

9 表彰式

令和9年3月に開催予定

10 受賞の特典

すみだ SDGs アワード・準アワード共通

- ① 表彰状の授与
- ② 専門家による取組推進サポート（事業者のみ、希望制）
- ③ 区による PR（区ウェブサイトへの掲載、区施設等での取組紹介パネル展示など）
- ④ すみだ SDGs アワード 受賞者インタビュー

11 その他

- (1) 受賞した企業の取組は、墨田区が行う PR に活用する場合がある。
- (2) 代表者・役員等が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合等の不正又は不誠実な行為があった場合、虚偽の内容を申請した場合は、表彰の対象としない。
- (3) すみだ SDGs アワード又は準アワードを受賞した者は、次年度以降表彰の対象としない。

12 問合せ

墨田区産業観光部産業振興課

TEL : 03-5608-6186

E-mail : sangyou@city.sumida.lg.jp